

## 「障がい者基本計画」及び「障がい福祉計画」の策定期間について

障がい者福祉に係る計画については、施策に関する基本的な事項を定めた「障がい者基本計画」と同計画等に基づき、支援に関する具体的な目標値等を定めた「障がい福祉計画」の二つの計画がある。両計画の計画期間は、「障がい者基本計画」が5年、「障がい福祉計画」が3年となっており、策定期間が一致していないため、計画を策定する機会が多く、委託料等の経費がかかってしまっている。

また、両計画は調和が保たれたものである必要があり、策定期間にずれが生じている現状は好ましくない。

両計画の策定期間を一致させるためには、一方の計画期間を変更する必要があるが、「障がい福祉計画」については、障害者総合支援法の規定に基づき、国が3年に1度定める基本方針に即して策定することとなっており、計画期間を変更することは難しい。

そのため、「障がい者基本計画」の計画期間を変更することとし、平成28年度に策定予定であった「第5次新座市障がい者基本計画」を平成29年度に策定するものとする。これにより平成29年度が「障がい者基本計画」の定めのない期間になってしまうため、「第4次新座市障がい者基本計画」(計画期間:平成24年度から平成28年度まで)を1年延長することで対応する。

また、第5次以降の「障がい者基本計画」については、策定事務の効率性を図り、期間を6年間とする(第5次基本計画(計画期間:平成30年度から平成35年度、これ以降6年間))。

### 1 これまでの「新座市障がい者基本計画」及び「新座市障がい福祉計画」策定期間

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
新座市障がい者基本計画	第4次計画				策定	第5次計画					策定	第6次計画
新座市障がい福祉計画		策定			策定			策定				策定
	第3期計画		第4期計画		第5期計画			第6期計画				

### 2 今後の「新座市障がい者基本計画」及び「新座市障がい福祉計画」策定期間

(「第4次新座市障がい者基本計画」を1年延長し、「第5次新座市障がい者基本計画」を6年間とする。)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
新座市障がい者基本計画	第4次計画				1年延長	第5次計画						策定
新座市障がい福祉計画		策定			策定			策定				策定
	第3期計画		第4期計画		第5期計画			第6期計画				